

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）342条1項の規定に基づく固定資産税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和元年6月10日付けで行った、別紙1物件目録2・(1)の各償却資産（以下併せて「課税対象各償却資産」という。）に係る平成26年度相当分の固定資産税賦課処分（以下「本件処分」という。別紙2処分目録記載のとおり。）のうち、納付すべき固定資産税の税額31,600円を超える部分については取り消し、その余の部分に係る審査請求については棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対し行った本件処分について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、本件審査請求書及び反論書において、おおむね以下のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 本件各償却資産はいずれも、家屋（マンション）として評価すべき固定資産であるが、誤って、償却資産として課税されていることから、本件処分についても、本件各一部取消処分と同様に取消されるべきである。
- (2) 本件処分の取消しについて、処分庁は、法定納期限の翌日であ

る平成26年7月1日以降できないから、本件審査請求については棄却すべきであるとしているが、本件各償却資産に係る平成31年（令和元年）5月31日付けの価格等決定通知書には、この通知を受けてから3月以内には審査の申し出ができると記載されている。

本件審査請求は、平成31年（令和元年）8月30日に提起しているのであるから、このことを理由に本件審査請求が棄却されることはない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求のうち、本件処分による固定資産税の税額31,600円を超える部分については理由があるから、行政不服審査法46条1項の規定を適用し、これを取り消し、その余の部分に係る審査請求については、45条2項を適用し棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年9月25日	諮問
令和2年11月5日	審議（第48回第3部会）
令和2年11月26日	審議（第49回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

1 法令等の定め

(1) 固定資産税の課税客体

法341条1号によれば、固定資産とは土地、家屋及び償却資産であるとされ、同条4号によれば、償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又

は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいうとされている。

(2) 固定資産税の納税義務者

法 3 4 3 条 1 項によれば、固定資産税の納税義務者は、固定資産の所有者であるとされ、同条 3 項によれば、同条 1 項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいうとされている。

(3) 固定資産税の課税標準及び税率

法 3 4 9 条の 2 によれば、償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとされている。また、法 3 5 0 条 1 項によれば、固定資産税の税率は、1 0 0 分の 1 . 4 とされている。

(4) 固定資産税の賦課期日

法 3 5 9 条によれば、固定資産税の賦課期日は当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日とされている。

(5) 償却資産の申告と登録

法 3 8 3 条によれば、固定資産税の納税義務のある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって、毎年 1 月 1 日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を 1 月 3 1 日までに都知事に申告しなければならないとされている。

また、法 3 8 1 条 5 項によれば、都知事は、総務省令で定めるところにより、償却資産課税台帳に償却資産の所有者の住所、氏名又は名称、並びにその所在、種類、数量及び価格を登録しなければならないとされている。

(6) 固定資産の価格等の決定及び登録

法 4 1 0 条 1 項によれば、都知事は、固定資産の価格等を毎年 3 月 3 1 日までに決定しなければならないとされている。そして、法 4 1 1 条 1 項によれば、法 4 1 0 条 1 項の規定によって固定資産の価格等を決定した場合においては、直ちに当該固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならないとされている。

(7) 固定資産の価格等の修正

法 4 1 7 条 1 項によれば、都知事は、法 4 1 1 条 2 項の規定によって公示の日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと等を発見した場合においては、直ちに決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録し、遅滞なく、その旨を当該固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならないとされている。

(8) 固定資産税に係る賦課決定の期間制限

法 1 7 条の 5 第 5 項によれば、固定資産税に係る賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して 5 年を経過した日以後においては、することができないとされている。

2 本件処分について

(1) 平成 2 6 年度ないし平成 3 0 年度の固定資産税の各賦課期日（各同年 1 月 1 日）現在、請求人は、本件各償却資産を含む課税対象各償却資産の所有者であることが認められる。

そして、処分庁は、法の規定及び本件申告等に基づき本件各処分を行ったところ、その後、来所代理人らから提出された本件各資料等に基づき、本件申告の内容を再検討し、本件各償却資産については、いずれも請求人が所有する家屋（マンション）と一体の設備であると判断したこと、そのため、都知事は、法 4 1 7 条 1 項の規定に基づき、課税対象各償却資産のうち本件各償却資産に係る平成 2 7 年度相当分ないし平成 3 0 年度相当分の各価格をそれぞれ変更（削除）したこと、その上で、処分庁は、変更後の

課税対象各償却資産に係る償却資産課税台帳の登録価格等に基づき、本件その余の各処分（平成27年度相当分ないし平成30年度相当分）を変更する旨の本件各一部取消処分を行っていることがそれぞれ認められる。

- (2) また、関係資料によれば、処分庁は、本件各一部取消処分に際して、本件各償却資産に係る平成26年度相当分の固定資産税の賦課処分（本件処分）の一部取消しについても検討したところ、法17条の5第5項の規定に基づき、平成26年度分の賦課決定は、同年度の納期限（同年6月30日）の翌日から5年経過後の平成31年（令和元年）7月1日以降はできないとし、本件処分の一部取消しはできないと判断していることが認められる。
- (3) しかしながら、本件処分は、請求人の誤った本件申告に基づく賦課処分であったとしても、平成26年度の賦課期日（同年1月1日）において、本件各償却資産は、いずれも法上の償却資産と認められないことは明らかであるから、本件処分のうち本件各償却資産に係る部分は取り消されるべきものであると認められる。

そして、平成26年度における課税対象各償却資産から本件各償却資産を控除した、その他の各償却資産の合計の価格は、2,261,774円と、その課税標準額は2,261,000円と認められ（1,000円未満切捨て）、税率は100分の1.4であることから、固定資産税の税額は31,600円（100円未満切捨て）になるものと認められる。

よって、本件処分のうち、固定資産税の税額31,600円を超える部分については、違法、不当なものと認められるから、取消しを免れない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1 及び別紙2 (略)